第9 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策

(本論は全て◆)

1 趣旨

様々な用途が集積し、同一敷地内に複数棟の建築物が群を形成するもの又は複数棟の建築物が一体化し街の様相を呈するもの(以下「大規模建築物群等」という。)では、垂直方向又は水平方向への広がりを有するなど、空間及び形態が大規模、複雑化することにより、消防隊の移動距離が長くなり、火災発生場所等へ到着するのに時間を要するおそれがある。さらに近年では、セキュリティ設備の導入により、活動現場へのアクセスが制限されるなど、消防隊の活動に支障をきたすことが懸念される。

このことから、今般、大規模建築物群等において、消防隊及び救急隊が防火対象物の敷地入口に到着してから災害現場又は傷病者のいる場所に至るまでの接近(以下「消防アクセス」という。)を迅速、かつ、安全なものとするための指導基準を示し、大規模建築物群等における消防アクセス確保対策の推進を図るものである。

2 指導対象

本基準の対象は、次のとおりとする。

- (1) 大規模建築物群等
- (2) 前(1)のほか、規模、形態等を勘案し、指導することが望ましい建築物

3 指導方針

本基準には建築物の設計に与える影響が大きいものが含まれるため、可能な限り当該大規模建築物群等に係る計画初期の段階から指導を行うこととし、2に示す指導対象に係る新築計画の情報を入手した際には、速やかに指導するものとする。

また、指導に当たっては、建築主、設計者等に対し、迅速、かつ、安全な消防アクセスの確保の必要性を十分に説明し、理解と協力を求めるとともに、指導事項については、大規模建築物群等ごとにその規模、形態等を勘案し、4に示すもののうち指導することが望ましいものを選択して指導するものとする。

4 指導事項

- (1) 敷地出入口
 - ア 敷地出入口にセキュリティゲート、セキュリティドア等(防犯等の目的のため、敷地・建物等の出入口などにおいて出入を許可された者だけを通過させるゲート、ドア等。以下「セキュリティゲート等」という。)を設ける場合は、速やかに解錠できるよう、次のいずれかの措置を講ずること。
 - (7) 非常用解除装置等により消防隊等が外部から容易に解錠できる構造とする。
 - (4) 遠隔操作時により解錠できる装置を設置した防災センター等(省令第12条第1項第8号に規定する 防災センター等をいう。以下同じ。)と連絡できる装置を直近に設ける。
 - イ 敷地出入口にセキュリティゲート等を設ける場合は、消防車両の通行を考慮し、開口寸法を概ね幅 5 m以上、高さ 5 m以上とすること。(第 9-1 図参照)
 - ウ 敷地入口から各棟に容易に到達できるよう、敷地の各入口付近に案内図(現在地、敷地の出入口位置・ 名称、敷地内通路、各棟の配置、各棟の出入口位置・名称、消防車両の停車場所、消防水利等を明示した もの)を設けること。(第9-2図参照)
- (2) 敷地内通路

敷地内通路は、消防車両(消防ポンプ自動車、はしご自動車及び救急自動車)の通行等を考慮し、次によること。

- ア 消防車両の停車場所まで概ね幅5m以上、通行可能高さ5m以上を確保すること。
- イ 屈曲又は交差部分には、幅員に応じたすみ切りを設けること。 なお、すみ切りの形状は、第2章第2節第1「敷地内の消火活動上の施設等」、1.(1). エによること。
- ウ 敷地内通路のうち、はしご自動車(概ね総重量20.6t)が通行するものについては、接地圧0.8MPa以上に耐えられる構造とすること。

(3) 敷地内停車場所等

- ア 消防ポンプ自動車及び救急自動車の停車場所は、次によること。
 - (7) 停車場の大きさは、車両の大きさ及び消防活動の準備に要する空間を考慮して1台あたり概ね奥行き13m以上、幅4.5m以上とすること(第9-3図参照)。
 - (イ) 停車場所は、棟出入口、消防水利及び防災センター等のそれぞれに容易に接近できる位置に設けること。
 - (ウ) 停車位置付近に回転灯、表示灯等を設けるなどにより、救急自動車が指定された停車場所を容易に確認できる措置を講ずること。
- イ はしご自動車の停車場所は、高さ31m以下の階のベランダ等に架ていできるよう、防火対象物まで概 ね水平距離9m以内に、奥行き13m以上、幅6m以上、接地圧0.8MPa以上とすること(第9-4図参照)。
- ウ 救急自動車の停車場所から棟出入口に至る敷地内通路(以下「救急対応通路」という。)は、メーンストレッチャーによる搬送に支障のないよう、概ね1.8m以上の幅員を確保するとともに、部分階段、段差(2m以上)等を設けないこと。ただし、概ね幅1.8m以上、勾配 1/20以下の傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

(4) 棟出入口

- ア 棟の名称及び内部の状況がわかるよう、各棟出入口付近に案内図(現在地、防災センター位置、棟の出入口位置・名称、階段・エレベーター(非常用、トランク付き等の別を含む。)の位置、各階の使用状況が分かる断面図等を明示したもの)を設けること(第9-5図参照)。
- イ 救急対応通路により至る棟出入口は、メーンストレッチャーのえい行に支障のないよう、概ね1.4m以上の幅員を確保すること。
- ウ 棟出入口のセキュリティゲート等により進入に時間を要することのないよう、次の措置を講ずること。
- (7) 共有部分のセキュリティゲート等は、自動火災報知設備との連動又は防災センター等からの遠隔操作により解錠できること。
- (f) テナント部分のセキュリティゲート等は、あらかじめ関係者間において協議し、有事の際、ハード・ ソフトの対策により速やかに解錠できるようにしておくこと。

(5) 棟内の共用廊下及び共用階段

ア 救急隊が使用する棟内の共用廊下は、メーンストレッチャーによる搬送に支障のないよう、概ね1.8m 以上の幅員を確保するとともに、部分階段、段差 (2 cm以上)等を設けないこと。ただし、概ね幅1.8m 以上、勾配 1/12以下の傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

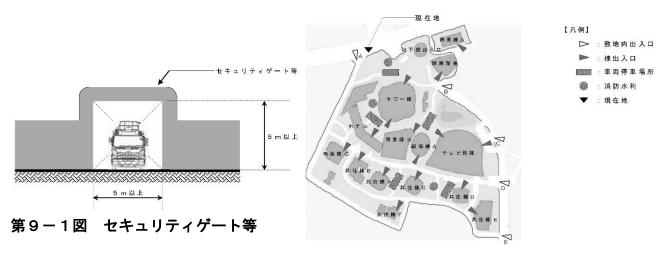
- イ 共用階段は、次の措置を講ずること。
 - (7) 回り階段としないこと。
 - (4) 踊場を含め、サブストレッチャーによる搬送に支障のないよう、概ね1.5m以上の幅員を確保すること
- ウ 屋外階段の避難階出入口に設ける防犯用柵や各階出入口を施錠する場合は、(1)、アに準じた措置を講ずること。

(6) 棟内のエレベーター

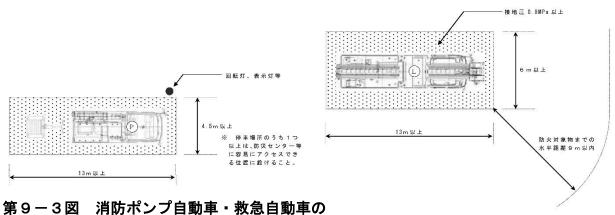
- ア エレベーターのうち一つ以上は、棟出入口から容易に接近できる位置に設けるとともに、次によりメ ーンストレッチャーの利用を考慮したものとすること。
 - (7) エレベーター乗降ロビーは、メーンストレッチャーが回転できるよう概ね奥行き3m以上、幅3m以上の広さとすること。
 - (4) エレベーターの出入口幅は概ね1.4m以上とし、かごは概ね幅1.8m以上、奥行き2m(トランク使用時含む。)以上とすること。
 - (ウ) トランク付きエレベーターにあっては、トランク扉の鍵を一般社団法人日本エレベーター協会「JEAS-A514B(標改03-02)トランク付きエレベーターに関する標準」による統一キーとすること。
- イ セキュリティ上の理由等により、各階停止又は停止階が制限されるエレベーターを設ける場合は、次 の措置を講ずること。
 - (7) 避難階の乗降ロビー等に防災センター等に連絡できる装置を設けること。
 - (4) 防災センター等において、遠隔操作により各階停止又は停止階の制限の解除及びかごの呼び戻しができること。

(7) その他

- ア 区分所有や用途の違いにより、棟内で相互に行き来できない複数の区画が存在するなどにより災害現場に到達できる経路が限定される場合は、次の措置を講ずること。
 - (7) 棟出入口付近に各区画に到達できる経路を示す案内図を設けること。
 - (4) 防災センター等に各区画に到達できる経路を示す案内図を備え付け、複数の消防隊が活用できるよう整備すること。
- イ 共同住宅等の専有庭をフェンス等により囲んだことにより、上階のベランダ等への進入が困難となる場合は、当該フェンス等に次のいずれかの仕様による扉等(概ね幅1.5m以上、高さ2m以上)を設けること。
 - (7) (1)、アに準じた措置を講ずることにより解錠できる。
 - (4) フェンスをチタン製かぎ付はしご等により乗り越え、内部から容易に解錠できる。
- ウ 119番通報の円滑化を図るため、来訪者が現在地を容易に把握できるよう、敷地内(棟内を含む。)の 適宜の場所に通報時に活用できる案内図(住居表示、現在地、最寄の出入口、名称、階段、エレベーター (非常用、トランク付き等の別を含む。)の位置等を示したもの)を設けること。

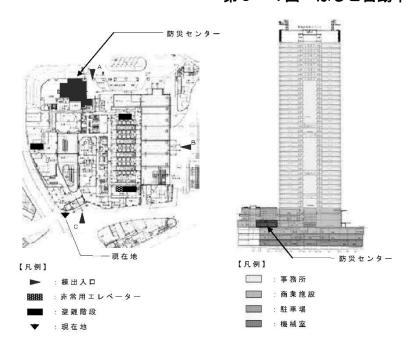


第9-2図 敷地内案内図(例)



第9-3図 消防ポンプ自動車・救急自動車の 停車場所

第9-4図 はしご自動車の停車場所



第9-5図 棟内案内図 (例)